

災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定

静岡県健康福祉部福祉長寿局

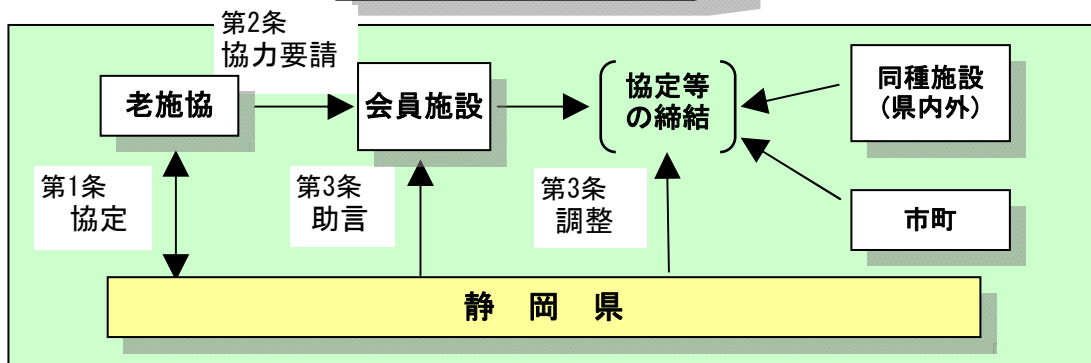
〈協定締結の目的〉

協定を締結することで、高齢者福祉施設における災害対策の強化を円滑に推進する。

〈協定の相手〉 静岡県老人福祉施設協議会

(会員278施設:特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等)

協定内容のイメージ



〈協定の目的〉 (第1条)

災害時における高齢者福祉施設のサービス継続のための施設間や地域の連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築する。

〈協定の内容〉 (第2条)

静岡県老人福祉施設協議会の役割

下記事項について、会員に協力を要請する。

- ① 同種の高齢者福祉施設との連携協定の締結
- ② 地域貢献活動等を通じた自治会等との連携
- ③ 市町と福祉避難所等協定の再締結
- ④ 災害時における要援護者の受入れや被災福祉施設等への職員派遣の協力
- ⑤ 災害時における被災福祉施設等への職員派遣実施の報告

〈協定の内容〉 (第3条)

静岡県の役割

下記事項について実施する。

- ① 会員と同種施設との連携協定の締結に係る指導、助言、調整等
- ② 連携協定締結状況及び災害時における会員からの派遣可能な職員数の登録
- ③ 災害時に職員の派遣要請があった場合、市町等との連絡調整

災害協定の主な特色

- (1) 東日本大震災後、修正された国の防災基本計画に基づき、県内や近隣県の高齢者福祉施設間における災害時の入所者の受入れや職員の派遣等に関する相互支援防災協定（連携協定）の締結を促進し、迅速かつ的確にサービス提供が継続されるよう実効性のある災害支援体制の構築を図る。なお、防災基本計画に基づく高齢者福祉施設間の連携協定締結の促進を内容とする県と老施協との災害協定は全国的にも初めてである。
- (2) 市町と社会福祉施設の災害時に関する協定の見直しや再締結等により、要援護者のための福祉避難所の確保推進を図る。

防災に関する基本的考え方

[24.12.10 県老施協理事会決定]

- 静岡県と静岡県老人福祉施設協議会との協定の締結
 - ・静岡県(以下「県」という。)と静岡県老人福祉施設協議会(以下「老施協」という。)は、災害時における施設サービスの継続のための連携推進等に関する協定を締結し、県及び老施協の役割等を定め、災害対策を推進する。
 - ・協定に基づき、老施協は、施設間の相互支援協定の締結、災害発生時の要援護者の受入、地域の人的・物的被災状況の把握、被災施設への職員派遣等に取り組む。

- 各施設間の相互支援協定の締結
 - ・東部、中部、西部各支部では、それぞれの地域の実情を考慮して、同一市町内あるいは近隣エリア内における施設間において、災害時の協力体制について協議し、施設間の相互支援協定の締結を進める。
 - <参考資料…東部支部提案の協定(案)、西部支部中東遠地区の協定>
 - ・協定を締結した場合は、県(健康福祉部)へ届け出るものとする。

- 防災緊急連絡体制の策定
 - ・防災対策を推進するため、緊急連絡体制を定め、各支部毎に地域ブロックを設置し、各ブロック毎にリーダーを置く。
 - ・各支部を超えて支援が必要となった場合は、会長、副会長(各支部長)、防災担当理事(各支部)が協議して対策を進める。

- 各施設における事業継続計画(BCP)の策定
 - ・各施設では、上記要素を取り入れた事業継続計画の策定を進める。
 - ・発災直後から、限られた人材を必須の事業に集中させ、事業を継続できるシステムを構築する。

災害時における高齢者福祉施設サービスマネジメント継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人福祉施設協議会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）とは、高齢者福祉施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の高齢者福祉施設のサービスマネジメントのため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること。
- (2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。
- (3) 会員は、「災害時に要援者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書について」（平成8年3月27日付け高齢第941号静岡県民生部長通知）に基づく市町との協定について、再締結又は見直しに努めること。
- (4) 会員は、災害時において、要援者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (6) 会員は、災害時において、連携協定に基づき施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

- 第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。
- 2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

- 3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県老人福祉施設協議会

会長

乙 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部長

静岡県老人福祉施設協議会東部支部災害時の相互応援協定書



(趣 旨)

第1条 _____は静岡県老人福祉施設協議会東部支部ブロック(以下「ブロック」という)会員(別紙「ブロック会員名簿」)施設と、災害時に被災し独自では十分に入所者の介護等が実施できない場合に入所者の生活の継続と安心を保持するため、被災施設からの要請により、自施設が応援受け入れ可能な状況にある場合は応援を行い、被災施設が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるよう災害時相互応援協定をブロック会員施設相互に提出しあうことにより災害時相互応援協定を締結する。

2 災害が広域なため、前項のブロック内での災害時相互応援が困難な場合には東部支部長を窓口としブロック相互の支援体制を図ることとする。

3 ブロック会員は、災害時相互応援協定を円滑に遂行するため協定書を遵守することを相互に確認する。

(ブロック役員)

第2条 ブロックには、ブロック長をおく。

2 ブロック長はブロック間の応援窓口になるとともに、ブロック内の連絡調整を行う。

3 ブロック長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5

(災害の種類)

第3条 この応援協定の災害とは、地震、津波、台風、風水害、土砂災害、噴火等自然災害及び火災、原子力発電施設の事故とする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等の救助・救援用物資の提供

(2) 救助及び救援活動に必要な車両、資機材等の提供

(3) 救助及び災害復旧に必要な職員派遣

(4) 前各号に掲げるもののほか、被災施設から要請のあった事項

(災害時の応援要請)

第5号 被災施設は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害状況

- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された施設は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

(自主的活動)

第7条 災害の際に通信途絶等により被災施設から、第5条の要請がない場合にあつては、協定施設は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 災害時相互応援協定施設は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ被災施設と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する施設は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合には、派遣職員自ら消費、使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前2項の規定により、自主的な応援活動を実施した場合は、被災施設から第5条の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、派遣先施設、又は被災施設の代表者の指揮のもとに活動する。

(経費の負担)

第9条 職員の応援に要する経費は、原則として派遣元施設の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、この期間に要する経費は、派遣元施設の負担とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに申し出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、災害時相互応援協定書に記名押印のうえ、災害時相互応援協定締結の相手方に提出する。

平成 25 年 3 月 1 日

施設名 _____

施設長 _____